

令和8年度 丹波市結婚新生活支援事業

新婚夫婦世帯の住宅の取得費や賃貸住宅の入居費用、リフォーム費用、新居への引越し費用の一部を補助します。

補助の対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

※予算の上限に達した場合、受付を終了します。

1. 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
2. 婚姻届が受理された時点で年齢が、夫婦ともに**39歳以下**であること。
3. 夫婦の所得合計額が**500万円未満**であること。(注1)
4. 対象となる住居が丹波市にあり、申請日において夫婦双方または一方が当該住宅に住民登録し居住していること。
5. 夫婦ともに、市税・上下水道料金・住宅使用料などに滞納がないこと。
6. 夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
7. 他の公的な住宅取得支援などの補助金を受けていないこと。
8. 結婚生活や子育てに役立つ以下の「支援プログラム」を1つ完了していること。
(ア) ライフデザイン支援講座 (イ) プレコンセプションケアに関する講座
(ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談 (エ) 共家事・子育て講座 (注2)

補助金額上限

60万円

夫婦ともに**29歳以下**

補助金額上限

30万円

上記以外

支援プログラムの受講のヒント

○プレコンセプションケア(動画+タブロイド紙)

出典: 兵庫県保健医療部健康増進課



動画用
二次元コード



タブロイド紙
二次元コード

○共家事・子育て(動画+家事シェアシート活用)

出典: 兵庫県保健医療部健康増進課



動画用
二次元コード



家事シェアシート用
二次元コード

- 注1 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除して計算します。
注2 「(エ)共家事・子育て講座」については、夫のみの受講でも要件を満たしたものとみなします。

補助金の対象費用

令和8年4月1日～令和9年3月31日に夫婦が支払った費用に限ります。

- ・住宅を取得した場合 建物の取得費(新築・購入)
- ・住宅を賃借している場合 賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費1ヶ月分、仲介手数料(注3)
- ・住宅のリフォーム費用 住宅の修繕、増築、改築、設備更新等に要した工事費用(注4)
- ・引越費用 新居へ引っ越すための費用(引越し業者へ支払った費用に限ります)



- 注3 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該金額を差し引いた額となります。
注4 ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

必要書類

1. 補助金交付申請書
2. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
3. 申請日時点における直近の所得証明書(源泉徴収票は不可)
4. 本人の口座が特定できるもの(通帳見開き部分、もしくはキャッシュカードの写し)
～以下、申請内容に応じて～
5. 購入物件の売買契約書、工事請負契約書等及び支払を証する書類の写し(住居購入などの場合)
6. 賃貸物件の賃貸借契約書及び支払を証する書類の写し(住居を賃借する場合)
7. 住宅手当等支給証明書(住居の取得、賃借する場合)
8. 工事契約書又は請書(住宅のリフォームをする場合)
9. 引越費用の領収書の写し(引越費用を含める場合)
10. 奨学金を返還している場合の対象所得の年中における貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
11. 支援プログラム完了報告書((ウ)医療機関への相談を実施した場合のみ、領収書や診療明細書の写しを添付してください。)



申請書は丹波市HPより
ダウンロードできます。



問い合わせ先

丹波市役所 福祉部 こども福祉課

〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5

健康センターミルネ 2階

TEL:0795-88-5750/FAX:0795-88-6315

令和8年度 丹波市結婚新生活支援事業

—用語解説—

ライフデザイン

将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理する事で、自分にとって納得できる生き方を見つける方法のことをいいます。いろいろな面で「どう生きたいか」を整理することで、毎日の行動や選択がもっと明確になります。小さな一歩を積み重ねることで、自分らしい未来をつくることができます。

プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する知識を持ち、自らの将来を考え、健康管理を行うことをいいます。

また、自分の健康を守る習慣としても役立ちます。栄養バランスの良い食事や適度な運動、生活習慣の見直しは、将来の健康や体力を高めることにつながります。少しずつ整えることで、毎日をもっと過ごやすくしていきましょう。



共家事・共育て

家事や育児を夫婦やパートナーで協力して分担することをいいます。片方に負担が偏らず、家族みんなが笑顔で過ごせることが目的です。



申請書は丹波市HPよりダウンロードできます。



問い合わせ先

丹波市役所 福祉部 こども福祉課

〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5 健康センターミルネ 2階

TEL:0795-88-5750/FAX:0795-88-6315